

平成 29 年 12 月 1 日
保健福祉部 保育課

平成 30 年 4 月 1 日から、新たに「家庭福祉員・家庭福祉員グループ・グループ保育室」の利用を希望される方へ

平成 30 年 4 月以降に、家庭福祉員・家庭福祉員グループ・グループ保育室(以下「家庭福祉員等」という。)を利用する場合は、事前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定の申請は随時受け付けていますが、新たに、平成 30 年 4 月 1 日から家庭福祉員等の利用を希望される方は、1 月中に「保育の必要性の認定」を受け、「認定証」が交付されていることが必要となります。そのため、1 月中に「認定証」が必要な方は、12 月中に認定の申請をしていただくようお知らせします。

なお、11 月 25 日(土)までに認定申請をされた方は、改めて申請をする必要はありません。

1 必要書類

- (1) 支給認定申請書兼保育所等利用申込書(No.1-①)・家庭状況届(No.1-②)
- (2) 児童の状況(No.2-①)・確認書(No.2-②)
- (3) 保育の必要性の事由(※)を確認できる書類
・勤務証明書等(「平成 30 年度保育施設利用のご案内」の 6 ページ参照)

2 申請場所

- (1) 杉並区保健福祉部保育課保育相談係(東棟 3 階)
- (2) 各子どもセンター(区内 5 か所の保健センターに設置)
窓口の開設は、平成 29 年 12 月 28 日(木)午後 5 時まで

※保育の必要性の事由

- ・就労(1 か月において 48 時間以上就労することを常態とすること)
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居または長期入院している親族の介護・看護
- ・災害復旧にあたっている場合
- ・求職活動
- ・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ・その他、上記に類する状態として区が認める場合

【問合せ先】

杉並区保健福祉部 保育課

電話番号 代表 03-3312-2111

認定について:保育相談係

家庭福祉員等について:保育支援係